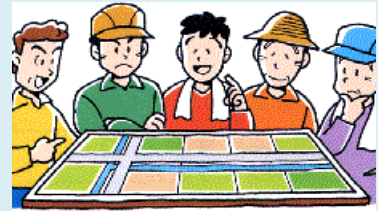


## 支援策活用ガイド

～組織運営に役立つ支援策を準備しています！～



平成23年度予算で措置している各種支援策のうち、集落営農組織の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

### 【お問い合わせ先】

事業の内容や申請手続については、農林水産省の本省、各地方の農政局、地方農政事務所にお問合わせください。

# 目次

ページ

経営の安定	1	農地を有効活用し、経営を安定させたい	2
	2	農地等の保全に取り組み地域を元気にしたい	5
	3	中山間地域等で農業生産活動を継続させたい	6
規模の拡大	4	農地の規模拡大を円滑に進めたい	6
	5	農地をまとめて規模拡大したい	6
	6	耕作放棄地を活用したい	7
新たな分野への進出	7	新しいビジネスプラン実現のための支援がほしい	7
人材の確保	8	就農希望者を雇いたい	8
集落営農の法人化	9	集落営農の法人化を進めたい	8
	10	集落営農の組織化・法人化に際し、機械を整備したい	9
	11	将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい	9
機械等の導入	12	農業用機械等を新たに導入したい	10
組織の立ち上げ	13	中山間地域で農地の維持管理を担う組織を作りたい	11
	14	基盤整備を契機に、集落営農組織を作りたい	11
環境保全への取組	15	環境にやさしい農業に取り組んで差別化をはかりたい	12
資金の確保	16	低利な融資を受けたい	13
	17	できるだけ早く資金を借りたい	13

## 1 農地を有効活用し、経営を安定させたい

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指します。

### 畑作物の所得補償交付金

#### 支援内容

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みとします。

#### (1) 交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

#### (2) 対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

#### (3) 交付単価

##### ① 数量払

自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。

※ 営農継続支払を受けた方は、その交付額を控除して支払います。

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	6,410円/トッ
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トッ
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

##### ② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

**2.0万円 / 10a（畑作物共通）**

<事業名：農業者戸別所得補償制度>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局・農政事務所

（加入申請受付期間：H23/4/1～6/30）

## 水田活用の所得補償交付金

### 支援内容

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

(1) 交付対象者  
販売目的で対象作物を生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

② 二毛作助成 15,000円/10a

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

③ 耕畜連携助成 13,000円/10a

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して助成します。

(3) 産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援するため「産地資金」を創設します。この資金の活用にあたっては、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能とします。

## 米の所得補償交付金

### 支援内容

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

<交付単価等>

・ 標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分として、10a当たり15,000円を助成します。

※ 米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるものが助成対象となります。また、交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

## 米価変動補てん交付金

### 支援内容

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

当年産の販売価格は、出回りから3月までの全国平均の相対取引価格を使用することとし、交付金は翌年度の5～6月頃に支払います。

<事業名：農業者戸別所得補償制度>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局・農政事務所

(加入申請受付期間：H23/4/1～6/30)

## 規模拡大加算

### 支援内容

戸別所得補償制度加入者が農地利用集積円滑化事業により、農地を面的集積（連坦化）するために、新たに6年以上の利用権設定をした場合に、その面積に応じて次の額を支払います。

#### (1) 交付単価

**2.0万円 / 10a**

#### (2) 特例措置

戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず、特例措置として交付対象となります。

## 再生利用加算

### 支援内容

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、最長で5年間支払います。

	平地	条件不利地
交付単価	2.0万円/10a	3.0万円/10a

## 緑肥輪作加算

### 支援内容

畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閒緑肥）に、その作付面積に応じて、次の額を支払います。

交付単価

**1.0万円/10a**

## 集落営農の法人化に対する支援

### 支援内容

集落営農を持続性のある経営体へ育成する取組を進めるため、集落営農が法人化した場合に、事務費助成（定額40万円）を行うとともに、集落営農の経理担当者を養成する活動等を支援します。

<事業名：農業者戸別所得補償制度>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局・農政事務所

## 収入減少影響緩和対策

### 支援内容

米の販売価格の下落等で収入が減少した場合には、収入減少の9割を補てんします。

米・麦・大豆等の品目ごとの平均収入（標準的収入）と当年産収入の差額を合計した結果、減収している場合には、その減収額の9割について、加入者と国による拠出金の範囲内で補てん金が受けられます。

（注）農業者戸別所得補償制度に加入している場合は、米価変動補てん交付金と収入減少影響緩和対策の調整措置を講じることとしています。

<事業名：水田・畑作経営所得安定対策>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所

（加入申請受付期間：H23/4/1～H23/6/30）

## 2 農地等の保全に取り組み地域を元気にしたい

集落等を単位として、農地・農業用水等や農村環境の保全に取り組む共同活動や水路・農道等の長寿命化のための取組を支援します。

### 支援内容

- 農業者だけでなく地域住民など多様な主体が参画して、畦畔の草刈りや農業用水路の清掃・補修等の活動と景観形成などの農村環境の保全向上活動について、地域ぐるみで取り組む場合、一定の額を助成します。<共同活動支援>
- さらに、農地周りの水路・農道等の長寿命化のための補修・更新等に取り組む集落を追加的に支援します。<向上活動支援>

<共同活動支援>

活動を行う区域の農地面積に応じて、例えば、水田は、4,400円/10a（都府県）、3,400円/10a（北海道）の交付が受けられます。

<向上活動支援>

長寿命化のための取組を行う区域の農地面積に応じて、例えば、水田は、4,400円/10a（都府県）、3,400円/10a（北海道）の交付が受けられます。

<事業名：農地・水・環境保全向上対策>

【お問い合わせ先】最寄りの市町村

### 3 中山間地域等での農業生産活動を継続させたい

中山間地域等において農業生産活動が維持できるよう交付金を交付します。

#### 支援内容

平地地域との農業生産条件の格差から生じる不利を補正するため、傾斜等の一定条件を満たす農用地を耕作する農業者等（集落協定等の締結が必要）に対して交付金を交付します。

急傾斜（1/20以上）の「田」であれば、10a当たり最大21,000円を交付するほか、規模拡大、土地利用調整、特定農業法人の設立などに取り組む場合には、別に加算（10a当たり500～4,500円）が受けられます。

<事業名:中山間地域等直接支払制度>  
【お問い合わせ先】最寄りの市町村

## 規模の拡大

### 4 農地の規模拡大を円滑に進めたい

農地の利用調整に関する相談に応じます。

#### 支援内容

農地の規模拡大をしたい者等から農地の取得等の申出があった場合、農業委員会が、農地のあっせん等の農地の利用調整活動を行います。  
（※このような農業委員会の活動を国が支援しています）

農地に関することで困ったことがあった場合には、お近くの農業委員会に御相談ください。

<事業名:農地制度実施円滑化事業> 【お問い合わせ先】最寄りの農業委員会

### 5 農地をまとめて規模拡大したい

農地の面的集積（連坦化）により経営規模を拡大する農業者を支援します。

#### 支援内容

戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、農地を面的集積（連坦化）するために新たに6年以上の利用権設定をした場合に、その面積に応じて、2万円/10aを支払います。

ただし、戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度の加入・非加入にかかわらず対象とします。

<事業名:戸別所得補償制度の規模拡大加算交付金>  
【お問い合わせ先】最寄りの農地利用集積円滑化団体、地域農業再生協議会

## 6 耕作放棄地を活用したい

耕作放棄地の再生・利用のための活動を支援します。

### 支援内容

荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等を総合的に支援します。

<支援例>

#### ①再生利用活動

- ・再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び土づくり）  
定額支援：5万円/10a、又は、重機を用いる場合等：経費の1/2（沖縄は2/3）
- ・土壌改良：2.5万円/10a（2年目：必要な場合のみ）
- ・作物作付：2.5万円/10a×1年間（「主食用米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物」と「米・水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」は支援対象外）

#### ②施設等補完整備

- ・用排水施設、農道、農業用機械・施設等の整備に対して経費の1/2（沖縄は2/3）（農業用機械・施設の支援対象となる農地は再生した耕作放棄地に限る）
- ・小規模基盤整備：2.5万円/10a

<事業名：耕作放棄地再生利用緊急対策>【お問い合わせ先】最寄りの地域耕作放棄地対策協議会又は市町村

## 新たな分野への進出

## 7 新しいビジネスプラン実現のための支援がほしい

6次産業化の推進による加工・販売等を支援します。

### 支援内容

農林漁業者等の6次産業化を推進するための計画策定や新商品の開発・販路開拓等の取組を支援します。

#### ○ 交流会の開催

6次産業化に取り組む意欲のある関係者を結び付けるための交流会や新商品の展示会の開催（補助率1/2）

#### ○ 新商品の開発・販路拡大

新商品開発のための試作、パッケージデザイン的设计、成分分析や、販路拡大のための展示会への出展など（補助率1/2、2/3（六次産業化法及び農商工等連携促進法の計画の認定を受けた場合））

<六次産業化法<sup>※1</sup>及び農商工等連携促進法<sup>※2</sup>による計画>

- 総合化事業計画…農林漁業者等が農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に実施する場合
- 農商工等連携事業計画…中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品・新サービスの開発等を実施する場合

※1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

※2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

<事業名：6次産業総合推進事業> 【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

## 8 就農希望者を雇いたい

新規就農者を雇用しようとする組織を支援します。

### 支援内容

雇用予定の新規就農者の適性を確認できるよう、雇用前に短期間の就業体験の実施を支援します。（就業体験の実施に対し、2万円を助成）

また、農業者が、就農希望者を雇用した後に、実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、研修に要する経費（最大で月9万7千円）を最長12ヵ月間助成します。

研修実施に対する助成金を受けるためには、就農希望者を正社員として雇用し、保険（雇用・労災）に加入することなどの要件を満たす必要があります。

<事業名：農の雇用事業>

【お問い合わせ先】 全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/>  
(TEL:03-6910-1126)または各都道府県の農業会議



## 集落営農の法人化

## 9 集落営農の法人化を進めたい

◎ 「1. 戸別所得補償制度」における「集落営農の法人化に対する支援」（4ページ）についても、あわせてご覧ください

集落営農の法人化等のための支援活動があります。

### 支援内容

集落営農の法人化等のための合意形成活動や経理事務担当者を育成する研修会等を行います。

（※このような農業再生協議会やその構成員の活動を国が支援します）

<事業名：農業者戸別所得補償制度推進事業>

【お問い合わせ先】地域農業再生協議会又は市町村

中山間地域における集落営農の法人化に必要な活動を支援します。

### 支援内容

集落内の共同活動の一環として、交付金を、農地の維持・管理を担う集落営農の法人化に必要な計画づくり等に活用することができます。

急傾斜（1/20以上）の「田」であれば、10a当たり最大21,000円を交付するほか、規模拡大、土地利用調整、特定農業法人の設立などに取り組む場合には、別に加算（10a当たり500～4,500円）が受けられます。

<事業名：中山間地域等直接支払制度>

【お問い合わせ先】最寄りの市町村

再掲

6ページ

## 10 集落営農の組織化・法人化に際し、機械を整備したい

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入費の一部を助成します。

### 支援内容

集落営農の組織化・法人化に際して必要となる農業用機械の導入に係る経費の1/2以内を助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、500万円を国庫で助成します。

<事業名：経営体育成支援事業（集落営農補助事業）>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会等

## ★ 法人化することによって得られるメリットです ★

## 11 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい

農業者戸別所得補償制度の交付金等を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る法人を税制面から支援します。

### 支援内容

農業経営改善計画等に従って、対象の交付金等を農業経営基盤強化準備金として積み立て、それを活用して農地等を取得した場合等には、税制上の特例措置が受けられます。

交付金等は、原則、法人課税の対象となりますが、この特例を利用して準備金（内部留保）や農業用固定資産の取得等に充てると課税が繰り延べられます。

※ この特例の適用を受けるためには、青色申告により確定申告を行う必要があります。また、確定申告書には、農林水産大臣の証明書等の添付が必要となります。

<事業名：農業経営基盤強化準備金制度>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所

# 機械等の導入

## 1 2 農業用機械等を新たに導入したい

融資で農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。

### 支援内容

主に融資を活用して、農業用機械・施設※<sup>1</sup>を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の $3/10$ ※<sup>2</sup>までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の $3/10$ となる300万円の範囲内で助成します。

※<sup>1</sup> 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。

※<sup>2</sup> 助成率は、事業費に占める融資率や経営体の経営改善に関する目標等を勘案して定められた助成限度率の範囲内となります。また、助成限度率は最大 $3/10$ となっています。

<事業名：経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）>

【お問い合わせ先】最寄りの地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会等

条件不利地域における共同利用機械等の導入費の一部を助成します。

### 支援内容

経営規模の零細な地域等において、共同利用機械・施設※を導入する場合、事業費の $1/2$ （機械は $1/3$ ）以内を助成します。

経営規模の零細な地域等とは、農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満、かつ、農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家が5割以上を占める地域等です。

※ 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。



## 組織の立ち上げ

### 1 3 中山間地域で農地の維持管理を担う組織を作りたい

中山間地域における集落営農の組織化に必要な活動を支援します。

#### 支援内容

集落内の共同活動の一環として、交付金を、集落内の農地の維持・管理を担う集落営農の組織化に必要な計画づくり等にも活用することができます。

急傾斜（1/20以上）の「田」であれば、10 a 当たり最大21,000円を交付するほか、規模拡大、土地利用調整、特定農業法人の設立などに取り組む場合には、別に加算（10 a 当たり500～4,500円）が受けられます。

<事業名：中山間地域等直接支払制度>  
【お問い合わせ先】最寄りの市町村

再掲  
6ページ

### 1 4 基盤整備を契機に、集落営農組織を作りたい

基盤整備を契機に、集落営農組織に農地を集積する場合に支援します。

#### 支援内容

区画整理、農業用排水施設等の生産基盤の整備を支援します。また、集落営農組織の立ち上げや土地利用調整の話し合いにかかる経費の支援、基盤整備に係る農家負担金に充当するなど、様々な活動を支援します。

集積の実績に応じ、最大で事業費の7.5%分の促進費を支援します。



<事業名：戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金 等>  
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

農用地利用集積等が一定以上になることが見込まれる場合、基盤整備等に係る農家負担金について5/6を限度に無利子融資します。

<事業名：経営体育成促進事業(担い手育成農地集積事業)>  
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

# 環境保全への取組

## 15 環境にやさしい農業に取り組んで差別化をはかりたい

戸別所得補償制度の本格実施に併せて、現行の農地・水・環境保全向上対策とは切り離し、全国すべての農地を対象に、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者、集落営農に対して直接支援します。

### 環境保全型農業直接支払交付金

#### 支援内容

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じて支援します。

#### <支援対象者>

次の①、②の要件をすべて満たす、販売を目的として生産を行う農業者（法人を含む）、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループが支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

#### <支援対象取組>

- ◇ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロップの作付を組み合わせた取組
- ◇ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とリビングマルチ・草生栽培を組み合わせた取組
- ◇ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組
- ◇ 有機農業の取組（化学肥料・農薬を使用しない取組）

#### <支援水準>

- ・ 国の支援単価は4,000円/10aです。
- ・ 国の交付金の交付額は、支援単価に支援対象取組の実施面積を乗じて算出します。
- ※ 国からの交付金は、原則として地方公共団体が国と同額の負担（4,000円/10a）を行う取組に対して交付します。

<事業名：環境保全型農業直接支援対策>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所



## 資金の確保

### 16 低利な融資を受けたい

農業機械や施設等の取得に必要な資金を低利で融資します。

#### 支援内容

経営改善に必要な施設資金や長期運転資金を長期かつ低利で融資します。

<資金名: 経営体育成強化資金、農業近代化資金>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA、都道府県、市町村、普及指導センター

チャレンジ性のある取組に対して無利子で融資が受けられます。

#### 支援内容

農業改良資金について、創意と自主性を生かし新たにチャレンジする取組に対して、団体の場合は1億5,000万円まで無利子で融資します。

※総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の認定を受けた者は、償還期限が10年から12年（据置期間が3年から5年）以内に延長される場合があります（総合化事業計画及び農商工等連携事業計画については、「[8 新しいビジネスプラン実現のための支援が欲しい](#)」をご覧ください）。

<資金名: 農業改良資金>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA等融資機関、普及指導センター

### 17 できるだけ早く資金を借りたい

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

#### 支援内容

農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

<資金名: 農業近代化資金>

【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA、都道府県、市町村、普及指導センター

# 農業担い手メールマガジンのご案内

「農業担い手メールマガジン」は、農林水産省経営局経営政策課が発行するメールマガジンです。

平成20年度より内容を一新して、農業者や農業関係者の皆様との双方向の情報受発信を行うためのツールの一つとして、本メールマガジンを活用していきます。

## [対象]

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

## [内容]

下記のような内容を中心に、メールマガジンに対するご意見・ご質問を踏まえながら、読者の方々に関心が高い特定のトピックスについて、特集を組んでいくことも考えています

- 行政担当者から現場の農業者の方々へのメッセージ
- 新規事業の紹介
- 事業活用に向けたワンポイント・アドバイス
- よくあるご質問に対するQ&A

[配信頻度] 月2回

## [配信手続]

配信申し込みページは、各種検索エンジンから「農業担い手メールマガジン」で検索してください。申し込みページにつながります。

([http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n\\_mailmaga/index.html](http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html))

農業担い手メールマガジン

検索



# 「お問い合わせ先」一覧

ご紹介した各種支援策について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

北海道農政事務所農政推進課

011-642-5479(直通)

東北農政局経営・事業支援部担い手育成課

022-263-1111(内線4113)

〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕

関東農政局経営・事業支援部担い手育成課

048-600-0600(内線3810)

〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕

北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課

076-263-2161(内線3355)

〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕

東海農政局経営・事業支援部担い手育成課

052-201-7271(内線2444)

〔岐阜県 愛知県 三重県〕

近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課

075-451-9161(内線2727)

〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕

中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課

086-224-4511(内線2183)

〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕

九州農政局経営・事業支援部担い手育成課

096-211-9111(内線4317,4318)

〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕

沖縄総合事務局農林水産部経営課

098-866-0031(内線83282)

農林水産省経営局経営政策課

03-6744-0577